

# 第3章

## 施策の基本目標

### 1 施策の体系

【総合目標】

人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成

【基本目標】

基本目標Ⅰ  
あらゆる分野における女性の活躍推進

(女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。)

基本目標Ⅱ  
誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本目標Ⅲ  
男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

【基本方針】

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画促進

(2) 働く場における男女共同参画の促進

(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

(1) 様々な困難を抱える人々への支援

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

(3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶(DV防止法に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。)

(4) 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画についての意識啓発と理解促進

(2) 男女の人権を尊重した表現の推進

(3) 男女平等意識を育てる教育・学習の推進

## 【推進項目】

- 1 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 3 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進及び人材の育成、支援

- 1 労働条件向上のための啓発の推進
- 2 能力発揮の促進と再就職・起業など多様な働き方に対する支援

- 1 仕事と家庭生活などの両立支援
- 2 家庭生活や地域活動への男女共同参画の促進

- 1 高齢者や障がい者の生活支援と社会参加の促進
- 2 ひとり親家庭の支援
- 3 複合的に困難な状況におかれている人への支援
- 4 すべての人にやさしいまちづくり

- 1 生涯にわたる男女の健康の保持増進
- 2 健康を脅かす問題についての対策の推進
- 3 健康・体力づくりの機会の拡充

- 1 男女の人権を守るための環境づくり
- 2 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり
- 3 DVの防止及びその被害者等の支援

- 1 地域の国際化に対応した男女共同参画の推進

- 1 慣行の見直しと男女共同参画に向けての意識啓発の推進
- 2 職場、地域、家庭における男女共同参画への理解の促進

- 1 男女の人権を尊重した表現の推進

- 1 保育所・認定こども園、幼稚園、学校教育における男女平等教育の推進
- 2 学校運営における男女共同参画の推進
- 3 男女の自立と平等を目指す生涯学習の推進

## 2 施策の内容

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

#### 基本方針1 政策・方針決定過程における女性の参画促進

政策・方針決定過程における女性の参画促進については、女性の活躍を推進し、社会経済を活性化させるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

市の審議会などの委員、女性職員の管理職登用などにおける女性の参画はまだ十分とは言えない状況となっています。

多様な価値観と発想を取り入れるため、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、市が積極的に事業者や団体などへ働きかけを行うことが必要です。今後においても、あらゆる機会を通じて市民及び事業者の皆さんと協力して、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進に努めます。

また、本市においては、女性職員の個性と能力をさらに引き出すことができるよう、女性活躍推進法に基づく「女性職員の活躍推進アクションプラン～特定事業主行動計画～」(平成28(2016)年4月策定)により、管理職への女性登用などの取り組みを進めます。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- ・市の行事や市政に関心を持ち、審議会の委員など政策・方針決定の場に積極的に参加・参画しましょう。
- ・事業所は、女性の管理職への登用などに積極的に取り組みましょう。
- ・自治会、小中学校PTAなど地域団体の役員に、男女ともに積極的に参画しましょう。
- ・女性が政策・方針決定の場に参画しやすいよう家族で協力しましょう。

※「事業者」とは、営利、非営利を問わず、地域において事業を行う事業主、法人、団体などのことです。

基本目標Ⅰを「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。

### 推進項目 1 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

	主な施策の内容	主な関係課
1	審議会などの委員への女性の積極的登用の推進	人権推進課 関係課
2	市の管理職への女性職員登用の推進	人事課 人権推進課 関係課

### 推進項目 2 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

事業所に対し、方針決定過程への女性の参画の拡大について働きかけを行います。

	主な施策の内容	主な関係課
3	事業所における方針決定過程への女性参画の促進	産業観光課 人権推進課

### 推進項目 3 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進及び人材の育成、支援

地域活動において、方針決定過程への女性参画を促すとともに、地域活動団体の活性化を図るために方針決定に参画する女性の人材を確保、育成するための取り組みを支援します。

	主な施策の内容	主な関係課
4	自治会・各種団体への女性登用の働きかけ及び人材の育成、支援	自治協働課 人権推進課 関係課
5	防災分野における男女共同参画の推進	危機管理課 消防本部

## 基本方針2 働く場における男女共同参画の促進

本市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。「M字カーブ」は年々改善方向に向かっていますが、いまだに結婚や妊娠、出産を機に離職する傾向にあります。

豊かで活力ある社会の実現に向け、結婚・出産・子育てなど転機を迎えるにあたり、女性自らが希望する生き方を実現し、職場や家庭など様々な場面で個性と能力を発揮し、活躍できる働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

本市では、事業所に対して労働条件や雇用条件の向上に向けた情報提供に努めるとともに、農林業や商工業などの自営業の仕事と育児・介護との両立を支援するため、男性の家事・育児・介護などへの参画に向けた意識啓発を推進します。

また、男女がともに個性と能力が発揮できるよう、多様で柔軟な働き方や、子育て中など就業を一時中断している女性の職場復帰、再就職や起業の支援に努めます。

### 【市民・事業者の取り組み】

- ・就職や再就職についての情報や学習の機会を積極的に活用しましょう。
- ・事業所は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法令を遵守しましょう。
- ・事業所は、女性活躍推進法に規定される事業主行動計画を策定しましょう。
- ・事業所は、育児休業・介護休業、短時間勤務などの制度を利用しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ・働く場において男女が対等なパートナーであるという意識を持ち、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に努めましょう。

### 推進項目 1 労働条件向上のための啓発の推進

事業所や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法などの周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。

また、セクシュアル・ハラスメントや性別を理由とする差別的取扱いなどの防止に向けて、一層の啓発活動を進めます。

	主な施策の内容	主な関係課
6	労働関係法制度についての周知・啓発の推進	産業観光課 人権推進課
7	セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	産業観光課 人事課 人権推進課
8	職場における男女平等についての周知・啓発の推進	産業観光課 人事課 人権推進課
9	労働相談事業の充実	産業観光課

### 推進項目 2 能力発揮の促進と再就職・起業など多様な働き方に対する支援

男女がともに、個性や能力を十分に発揮し、充実した職業生活が送れるよう、多様な働き方や働き続けるための支援を行います。

	主な施策の内容	主な関係課
10	就業に必要な技能習得や能力向上の機会の提供	産業観光課 人権推進課 関係課
11	再就職のための支援	産業観光課 人権推進課
12	起業に向けた支援	産業観光課 人権推進課
13	労働時間短縮に関する啓発の推進	産業観光課 人事課 人権推進課
14	育児休業制度・介護休業制度などの普及促進	産業観光課 人事課 人権推進課

### 基本方針3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

少子・高齢化が進展し、労働力人口が減少する中、女性の活躍への期待は大きく、女性が十分に個性と能力を発揮して活躍できる社会づくりが重要となっています。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、一人ひとりの生活を豊かにするとともに、事業所においても優秀な人材の確保や生産性の向上、さらには社会経済の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革が必要です。

そのため、男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や、地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、子育て支援・介護サービスの充実に努めます。

特に、男女共同参画は男性にとっても自分らしく自由な生き方の実現につながることへの理解を促進するとともに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取り組みを進めます。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- ・家事・育児・介護における男女共同参画について理解を深めましょう。
- ・子育てや介護などを支援する制度について理解を深め、ライフスタイルに合ったサービスを有効に活用しましょう。
- ・様々な地域活動に、男女ともに対等な立場で積極的に参画しましょう。
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活などを両立できるよう環境整備に努めましょう。

## 推進項目 1 仕事と家庭生活などの両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の啓発や、男性中心型の働き方を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めます。

	主な施策の内容	主な関係課
15	仕事と育児・介護の両立などワーク・ライフ・バランス実現のための普及・啓発	産業観光課 いきいき高齢・福祉課 子ども子育て課 人事課 人権推進課
16	事業所に対する働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備促進	産業観光課 人事課
17	多様な子育て支援施策の充実	健康推進課 子ども子育て課 地域教育推進課

## 推進項目 2 家庭生活や地域活動への男女共同参画の促進

家庭生活や地域活動において男女の参画を促していくため、教育・学習機会を提供し、意識啓発を図ります。

	主な施策の内容	主な関係課
18	男性の家庭生活や地域活動への参加促進	自治協働課 いきいき高齢・福祉課 健康推進課 子ども子育て課 文化・スポーツ振興課 人権推進課 関係課



## 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

### 基本方針1 様々な困難を抱える人々への支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困などにより教育や就労などの機会を得られず、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。

本市では府内でも高齢化率が高いことから、高齢者が自立し、障がい者やひとり親家庭など誰もが安心して暮らせる社会の実現のために、男女共同参画の視点を踏まえて、生活実態や意識、身体機能の違いに配慮したきめ細やかな自立支援策などの展開が必要です。

今後は、生活上の様々な困難の解決を図るため、高齢者や障がい者をはじめ、ひとり親家庭や在住外国人、生活困窮者などの自立に向けて、生活の支援や社会参画を促進し、誰もが安心して暮らすことのできるよう相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関や地域団体などと連携して支援に取り組みます。

それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などにより、複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることに留意する必要があります。性的マイノリティの人々には、人権尊重の観点から配慮が必要であることから、理解を深めるための学習機会の提供や啓発を進めます。

また、東日本大震災など近年の地震や集中豪雨などの対応における経験から、避難所での生活における女性への配慮など、女性の視点を踏まえた地域防災対策が必要です。自主防災組織や地域防災計画などの施策推進への女性の参画を進めます。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- ・高齢期の男女もほかの世代とともに、自立し誇りをもって社会を支える重要な一員として生きがいをもって活躍しましょう。
- ・生活する上で困難な状況にある場合は、一人で悩みを抱え込まず、身近な相談窓口や適切な相談機関などに相談しましょう。
- ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者、性的マイノリティなど、困難を抱えている人々への理解を深めましょう。
- ・地域の自主防災活動への女性の積極的な参画を促し、女性や高齢者などの視点を反映した防災体制づくりに努めましょう。

### 推進項目 1 高齢者や障がい者の生活支援と社会参加の促進

高齢者や障がい者が生きがいをもって暮らすことができるよう、制度の周知を図るとともに生活の支援と社会参加を促進します。

	主な施策の内容	主な関係課
19	高齢者・障がい者の制度周知と生活支援	いきいき高齢・福祉課 介護保険課 障がい福祉課
20	高齢者・障がい者への虐待防止対策の推進	いきいき高齢・福祉課 障がい福祉課 人権推進課
21	高齢者の多様な経験や能力を活かした社会参加の促進	いきいき高齢・福祉課 文化・スポーツ振興課 人権推進課

### 推進項目 2 ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭が子育てをしながら安定した生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会全体で生活を支援します。

	主な施策の内容	主な関係課
22	子育て・生活・就労の総合的な支援と相談体制の充実	生活福祉課 子ども子育て課 その他関係課

### 推進項目 3 複合的に困難な状況におかれている人への支援

個々の抱える問題の多様化により、在住外国人、生活困窮者などに加え、女性であることでさらに困難な状況におかれている人の支援をします。また、性的マイノリティなど多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供を進めます。

	主な施策の内容	主な関係課
23	在住外国人に関する生活情報の提供	市民窓口課 教育指導課 子ども子育て課 文化・スポーツ振興課 その他関係課
24	生活困窮者の支援	生活福祉課 その他関係課
25	性的マイノリティの理解促進と配慮	教育指導課 人権推進課 その他関係課

#### 推進項目 4 すべての人にやさしいまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して生活をするためには、様々な地域活動において男女共同参画の視点をもつことが大切です。誰もが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、男女のニーズの違いを反映した防災・災害対策を進めます。

	主な施策の内容	主な関係課
26	各種相談や支援体制の充実	人権推進課 その他関係課
27	女性の視点を取り入れた防災、災害対策などの推進	危機管理課 その他関係課

## 基本方針 2 生涯を通じた男女の健康支援

男女が互いの身体的特徴を十分に理解し合い、お互いに相手に対する思いやりを持ち、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画を進める上で最も重要なことの一つです。

そのために、男女ともに心身の健康についての正確な知識・情報を得て主体的に行動し、健康を享受できるような取り組みが必要です。特に女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

生涯を通じて心もからだも健康な生活を送るためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切です。ライフステージに応じた適切な健康の維持・増進への支援のための取り組みを総合的に行います。

### 【市民・事業者の取り組み】

- 男女ともに積極的に健康診断を受けましょう。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も子育て教室などへ参加しましょう。
- 喫煙や飲酒、薬物など健康を脅かす問題について知識を深め、正しく理解しましょう。
- 生涯にわたり健康や体づくりに取り組みましょう。

### 推進項目 1 生涯にわたる男女の健康の保持増進

男女が互いに心身および健康について理解を深め、主体的に生涯を通じた健康を保持していくための支援をします。

特に、女性に対しては、妊娠、出産から子育てまで切れ目ない支援を推進します。

	主な施策の内容	主な関係課
28	幅広い健康診断の機会の提供と受診の促進及び指導	健康推進課 保険年金課
29	母子保健事業の推進	健康推進課
30	妊娠・出産・子育てなどに関わる幅広い情報提供や相談機能の充実	健康推進課 子ども子育て課
31	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての意識啓発	健康推進課 子ども子育て課 文化・スポーツ振興課 人権推進課
32	心とからだの健康に関する相談機能・体制の充実	健康推進課 障がい福祉課 人権推進課

### 推進項目 2 健康を脅かす問題についての対策の推進

性に関わる問題に対して、興味本位や偏見によらない理解を深めるための啓発を推進し、自分のからだの健康を守るために正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう指導や情報提供を行います。

	主な施策の内容	主な関係課
33	H I V/エイズ、性感染症に関する情報の提供	健康推進課 教育指導課
34	喫煙・飲酒の健康被害、薬物乱用防止に関する啓発の推進	健康推進課 教育指導課

### 推進項目 3 健康・体カづくりの機会の拡充

ライフスタイルに応じたスポーツや運動を通して、健康・体カづくりを進めるための機会や情報提供を行います。

	主な施策の内容	主な関係課
35	ライフスタイルにあった健康・体カづくりに関する意識の啓発、情報の提供	文化・スポーツ振興課 健康推進課 いきいき高齢・福祉課

### 基本方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害者支援に取り組み、暴力の根絶に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害は引き続き深刻な社会問題となっており、これらの状況への確に対応する必要があります。また、近年はソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）などのインターネットを利用した新たな交流手法が広がっており、これを使ったデートDVや性犯罪など、暴力は一層多様化しています。新たな形の暴力への迅速かつ的確な対応が求められています。

DVは、身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手の心を傷つけることなども含みます。家庭内や交際関係の中で起こり、潜在化することが多いため、その発見が遅れ深刻な状態になる傾向があります。また、子どもの面前で行われるDVは児童虐待にあたり、DVのある家庭で育った子どもたちへの支援も大きな課題です。被害者等の支援にあたっては、暴力の形態や被害者等の状況などに応じてきめ細やかに対応する必要があります。

このように社会情勢などの変化に伴い、暴力の形態が複雑化、多様化している現状を踏まえ、様々な機会を通じて、男女の人権を守るための啓発を進めるとともに、相談機能の充実を図ります。

また、女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向け、暴力を生まないための予防教育を発達段階に応じて行うほか、セクシュアル・ハラスメントなどを防止するための啓発を進めます。

そして、DV被害者等に対し、自身への被害の気づきを促す情報提供を行うとともに、被害者等が安心して相談できるよう、相談機関の広報を進め、大阪府、警察、医療機関、各種団体などの関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実を図ります。

### 【市民・事業者の取り組み】

- 男女が互いの人権を尊重し合い、多様な価値観を認め合いましょう。
- あらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を徹底しましょう。
- 職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解を深め、防止に努めましょう。
- DVやデートDVの被害を受けた場合は、一人で悩まずに身近な人や適切な機関に相談しましょう。
- DV防止法の趣旨や制度を理解し、身近な問題として考えましょう。

基本方針3を「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。

#### 推進項目1 男女の人権を守るための環境づくり

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、相談機能の充実を図ります。

	主な施策の内容	主な関係課
36	男女の人権に関する啓発の推進	人権推進課
37	関係機関との連携による対策や相談機能の充実	人権推進課 その他関係課

#### 推進項目2 女性に対する暴力の防止と根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力を許さない社会をつくるために、幼少期から発達段階に応じ、暴力によらない問題解決の力が身につくよう、啓発や情報提供を推進し、意識の醸成を図ります。

	主な施策の内容	主な関係課
38	女性に対する暴力を許さない意識の啓発と環境づくり	教育指導課 人権推進課 その他関係課
39	職場、学校、地域などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	自治協働課 教育指導課 産業観光課 人事課 人権推進課

### 推進項目3 DVの防止及びその被害者等の支援

DV被害者が安心して相談できる体制を整備し、広く周知します。関係機関は連携・協力しながら、被害者等の安全確保に努めます。また、被害者の自立支援に向けそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。さらに、ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議の円滑な連携のもと、体制の整備と対策を推進します。

	主な施策の内容	主な関係課
40	DV被害者に対する相談、安全の確保、自立支援の体制の充実	人権推進課 その他関係課
41	DVによる悪影響を受けた子ども（児童虐待）に対する支援の体制の充実	教育指導課 子ども子育て課 人権推進課 その他関係課
42	DVの防止及び被害者等の支援のための関係機関との連携の充実	ドメスティック・バイオレンス被害者等支援 連絡会議関係課 人権推進課



## 基本方針 4 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国の施策については、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきました。女子差別撤廃条約などの男女共同参画に関連の深い条約、北京宣言などの国際規範・基準などについて理解を深めるための情報収集・提供を行い、多文化共生に努めます。

また、外国人との相互理解を深めるため、多言語による情報提供に努め、在住外国人が社会的に孤立することなく安心して暮らせるよう交流や連携を図っていきます。

### 【市民・事業者の取り組み】

- ・男女共同参画に関する国際的な取り組みや、世界の女性が抱える問題について関心を持ちましょう。
- ・外国人との文化や生活習慣、価値観の違いを理解しましょう。
- ・在住外国人が安心して生活できる環境づくりを進めるために、国際交流などの活動に参加し、交流の場を持ちましょう。

### 推進項目 1 地域の国際化に対応した男女共同参画の推進

外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、多言語による情報提供や異なる文化・生活習慣に関する相互理解に努めます。

	主な施策の内容	主な関係課
43	男女共同参画に関する国際的な情報の提供	文化・スポーツ振興課 人権推進課
44	多文化共生の促進と在住外国人との交流や連携	文化・スポーツ振興課 その他関係課

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

### 基本方針 1 男女共同参画についての意識啓発と理解促進

男女共同参画社会の形成にあたっては、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。それらに向けての意識改革は、職場、学校、地域、家庭などで進めていく必要があり、一人ひとりが身近な問題として捉えられるよう、あらゆる機会・媒体を活用して、わかりやすく啓発し、理解を深めることが求められています。

男女共同参画は自分らしく自由な生き方の実現につながることを、市職員・教職員をはじめ、これまで啓発機会の少なかった対象に向けて、効果的な方法で啓発を推進していきます。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- ・男女共同参画について関心をもち、身近な慣習や行事などに潜む固定的な性別役割分担について、男女共同参画の視点に立って見直しましょう。
- ・男女共同参画に関する講演会や講座などのイベントに積極的に参加し、自らエンパワーメントに努めましょう。

#### 推進項目 1 慣行の見直しと男女共同参画に向けての意識啓発の推進

男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男女共同参画の意識改革を促すための啓発活動を推進します。

	主な施策の内容	主な関係課
45	様々な機会・媒体を通じての意識啓発の推進	人権推進課 その他関係課
46	市職員・教職員の意識改革の推進	人事課 教育指導課 人権推進課 関係課

#### 推進項目 2 職場、地域、家庭における男女共同参画への理解の促進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が互いに認めあい、男女共同参画への理解を深めていくための啓発を、職場や地域、家庭の場であらゆる世代を対象に行います。

	主な施策の内容	主な関係課
47	あらゆる世代や立場の市民を対象とした男女共同参画への理解の促進	人権推進課 関係課

## 基本方針2 男女の人権を尊重した表現の推進

情報化社会においては、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど様々なメディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動、社会規範や文化などに与える影響は大きなものになっています。特に、近年におけるソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の影響は顕著であり留意が必要です。固定的な性別役割分担意識を助長する表現や女性を性や暴力の対象としてとらえた表現など、男女共同参画の視点からみて好ましくない表現が少なくありません。また、日常の場で何げなく使用している言葉やイラストなどが、型にはまった思い込みや差別につながる偏見を深める表現となっている場合があります。これらは人権を侵害するとともに、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。

様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

### 【市民・事業者の取り組み】

- ・メディアの情報を無意識に受け取るのではなく、受け取った情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）を身につけましょう。
- ・情報を発信する場合は、社会的性別（ジェンダー）を意識し、人権に配慮したふさわしい表現に努めましょう。

### 推進項目1 男女の人権を尊重した表現の推進

男女の人権を尊重した表現となるよう、様々な分野における表現の配慮と、市民や事業者への意識や能力の養成を行います。

	主な施策の内容	主な関係課
48	メディアにおける性差別表現の配慮	人権推進課 関係課
49	社会的性別（ジェンダー）の視点でメディアに対応する意識・能力の養成	人権推進課 関係課

### 基本方針3 男女平等意識を育てる教育・学習の推進

誰もが性別にとらわれず個性や能力が発揮できる男女共同参画社会を実現するために、教育や学習の果たす役割は重要です。子どものころから自尊感情を高め、人権尊重を基盤にした男女平等観を形成していくため、保育所・認定こども園、幼稚園、学校での年齢や発達段階に応じた教育・指導が必要となります。また、次世代を担う子どもたちが将来を見通して自己形成するための「生きる力」を身につけられるよう推進していくことが求められています。

性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、生活指導や進路指導において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む教育を目指します。

男女平等意識を高めるための学習は、生涯にわたっての推進が必要です。子どもから高齢者まで幅広いライフステージに応じて、自らの意識や能力を向上させ、自己決定力を発揮するための女性のエンパワーメントの支援を行います。また、男性が一人の人間として自分らしく暮らせることを支えるための学習機会を提供し、より多くの人々に理解を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。

#### 【市民・事業者の取り組み】

- 保育所・認定こども園、幼稚園、小中学校における人権尊重・男女平等教育への理解を深めましょう。
- 男女を問わず一人ひとりの個性や特性に応じて自立していく力を育めるよう子どもと接しましょう。
- 男女共同参画に関する学習の機会を積極的に活用しましょう。

### 推進項目 1 保育所・認定こども園、幼稚園、学校教育における男女平等教育の推進

子どものころから男女共同参画に対する意識をもつため、人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。

	主な施策の内容	主な関係課
50	乳幼児から中学生までの男女平等観を育成する指導の推進	子ども子育て課 教育指導課
51	保護者への男女共同参画に関する啓発の推進	子ども子育て課 教育指導課 文化・スポーツ振興課 人権推進課
52	多様な性を尊重し、女性に対する暴力の発生を防ぐ教育や指導の推進	教育指導課
53	男女平等意識に基づいた生徒指導・進路指導の推進	教育指導課

### 推進項目 2 学校運営における男女共同参画の推進

教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と男女共同参画の意識をもって子どもたちを指導できるよう情報提供や学習の機会を充実します。

	主な施策の内容	主な関係課
54	教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制の推進	教育指導課
55	教職員の男女共同参画意識の徹底	教育指導課

### 推進項目 3 男女の自立と平等を目指す生涯学習の推進

男女共同参画の理解を深めるため、子どもから高齢者に至る幅広い世代の人々に対して親しみやすく、わかりやすい学習の機会を提供します。

	主な施策の内容	主な関係課
56	男女共同参画を促すための様々な分野での生涯学習の推進	人権推進課 関係課